

## 議案第 8 号

定例教育委員会資料

平成 27 年 3 月 23 日

文化課

課長：那須野雅好

担当：山田真一

内線：763・261

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル        | 「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」及び「安曇野市美術資料等選定委員会要領」の制定について                                                                                                                                                                                                                          |
| 決定を要する事項の内容 | 「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」及び「安曇野市美術資料等選定委員会要領」の制定（告示）                                                                                                                                                                                                                          |
| 要旨          | 美術資料等の収集方針と適正に選定評価する選定委員会の組織化を盛り込んだ要綱等を整備する。                                                                                                                                                                                                                           |
| 説明          | <p>美術資料等の収集、特に寄附採納にあたり判断が難しくなっていることから、収集方針と適正に選定評価する選定委員会の組織化を盛り込んだ要綱等を整備します（平成 26 年 12 月定例会にて趣旨説明済）。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」について<br/>別案のとおり</li><li>「安曇野市美術資料等選定委員会要領」について<br/>別案のとおり</li><li>施行時期<br/>平成 27 年 4 月 1 日</li></ol> |

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市美術館美術資料等収集要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会  
委員長 唐木 博夫

安曇野市美術館美術資料等収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館及び穂高陶芸会館において収集する美術作品並びに美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)を適正かつ円滑に収集するため必要な事項を定めるものとする。

(収集)

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託又は所管替えによるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。

- (1) 安曇野出身の作家、安曇野にゆかりのある作家及び関連する美術資料等
- (2) 安曇野の自然、風土、又は歴史にかかわる美術資料等
- (3) 近代彫刻の流れを展望できる美術資料等
- (4) 山岳及び自然をテーマとした写真作品及び写真に関する資料
- (5) その他教育委員会が必要と認めた美術資料等

(安曇野市美術資料等選定委員会)

第3条 教育委員会は、安曇野市美術資料等選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、美術資料等の収集に当たり、適正な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、5人以内とする。

3 委員は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査の委任)

第4条 教育委員会は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者(以下「評価員」という。)に調査を委任することができる。

(評価員)

第5条 評価員は、教育委員会が委嘱する。

2 評価員は、前条の調査が終了したときは、その結果を教育委員会へ報告するものとする。

3 評価員の任期は、前項の報告の時までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市美術資料等選定委員会要領を次のように定める。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

#### 安曇野市美術資料等選定委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安曇野市美術館美術資料等収集要綱第3条の規定に基づき、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

(1) 収集する美術作品及び美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)の選定及び評価に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。会長に事故あるときは、副会長が代行する。

3 選定委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 選定委員会は、審議において専門的な調査を必要とする美術資料等について、教育委員会に調査を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の事務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。